

【チャイルドシート貸出事業実施要綱】

1 目的

三戸地区交通安全協会（以下「地区安協」という。）会員に対する特典還元として、チャイルドシートを必要とする会員に対してチャイルドシートを無償で貸出し、チャイルドシートの着用効果、必要性を体験させるとともにチャイルドシートの普及促進を図り、もって乳幼児の交通安全に資することを目的とする。

2 趣旨

- (1) 少子化時代における次代を担う乳幼児の保護
- (2) 幼児期からのシートベルト着用の習慣化
- (3) 乳幼児を同乗させる保護者ドライバーの安全運転の確保

3 貸出対象者

三戸町、名川町、田子町、南部町に居住する地区安協会員で、6歳未満の乳幼児の保護者とする。

4 貸出要領等

- (1) 貸出シート …… 貸出用のチャイルドシートは、地区安協から会員数に応じて安協各支部に配分し、貸出にかかる事務処理は各支部において行なうものとする。
- (2) 貸出期間 …… 6ヶ月以内とする。
- (3) 貸出受付 …… 安協各支部は、チャイルドシート借受希望者があったときは、運転免許証及び安協会員証により住所、氏名、安協加入の有無を確認し、貸出することが適当と認めた場合に、チャイルドシートを貸し出すものとする。
但し、貸出数は1家族につき1シートとする。
- (4) 貸出方法 ……
 - ① 借受者に当該事業の趣旨を説明する。
 - ② 使用方法を説明する。
 - ③ 返却日及び返却方法を取り決める。
 - ④ チャイルドシート借受書（様式1）に必要事項を記載のうえ貸出し、チャイルドシート貸出簿（様式2）に記載する。
- (5) 返却方法 ……
 - ① 返却期日に、借受者から直接返却を受ける。
 - ② チャイルドシートの破損、汚れを点検し、以後、貸出できないような汚れがあった場合はクリーニングをさせる。
 - ③ チャイルドシート貸出簿に返却日とその内容を記載する。
 - ④ 借受者にチャイルドシートの自己取得を促すとともに、チャイルドシートの効果、必要性について広報依頼する。

5 貸出事業の拡大、広報等

地区安協は、本事業を効果的に推進するため、チャイルドシートの補充及び拡大に努める他、チャイルドシートのリサイクルを促進するための広報を積極的に行う。